

厚木市住みよいまちづくり条例に基づく 新ごみ中間処理施設の都市計画素案に関する説明会



平成30年6月
厚木市

1. 厚木愛甲環境施設組合
ごみ中間処理施設整備事業の概要
2. 都市計画素案の概要
3. 今後の都市計画手続

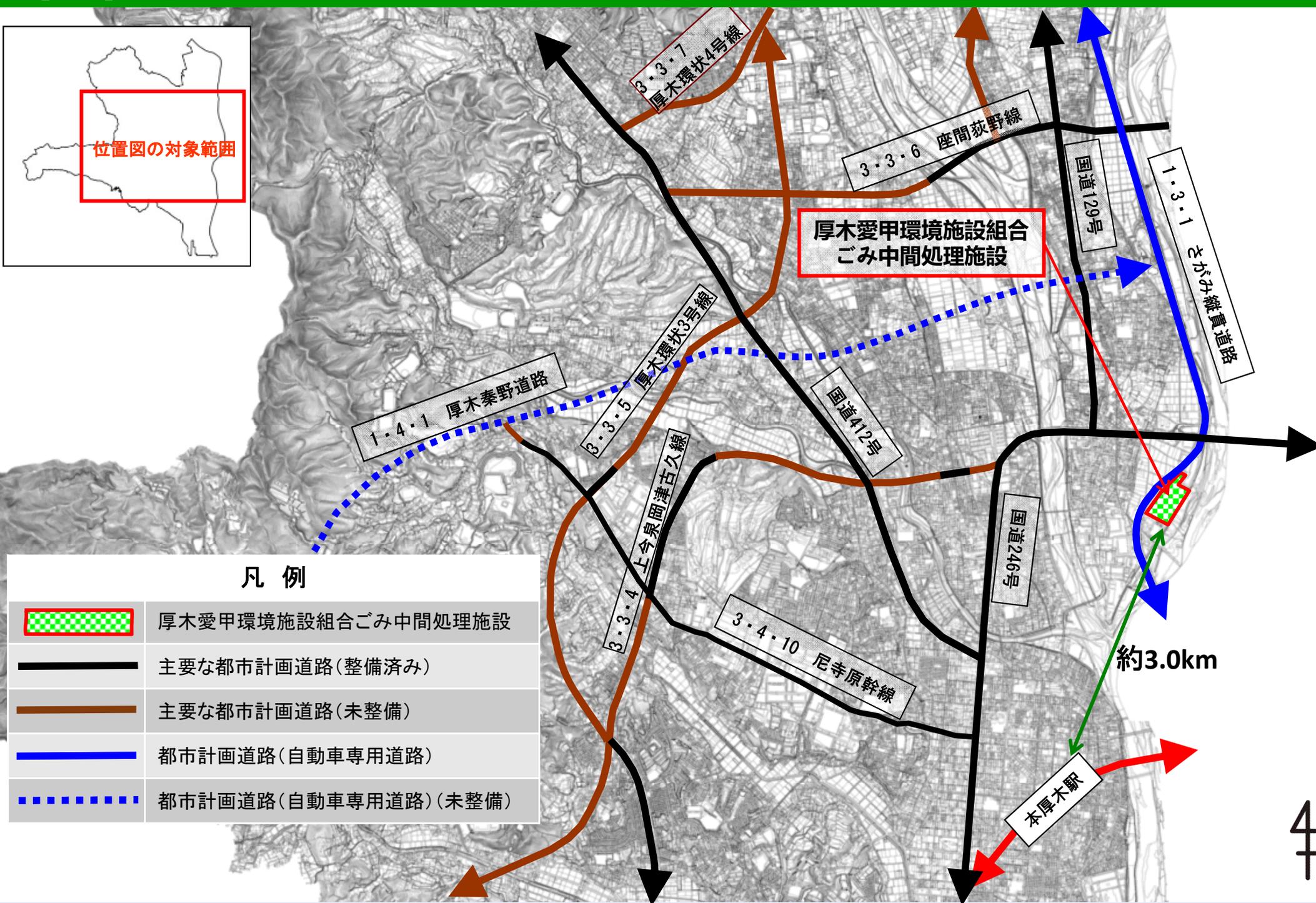
1. 厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設整備事業の概要

- (1) 事業区域の現状と位置付け
- (2) 事業の目的
- (3) 事業の内容
- (4) 整備概要
- (5) 環境影響評価
- (6) 事業計画スケジュール (予定)

これまで開催した主な説明会等

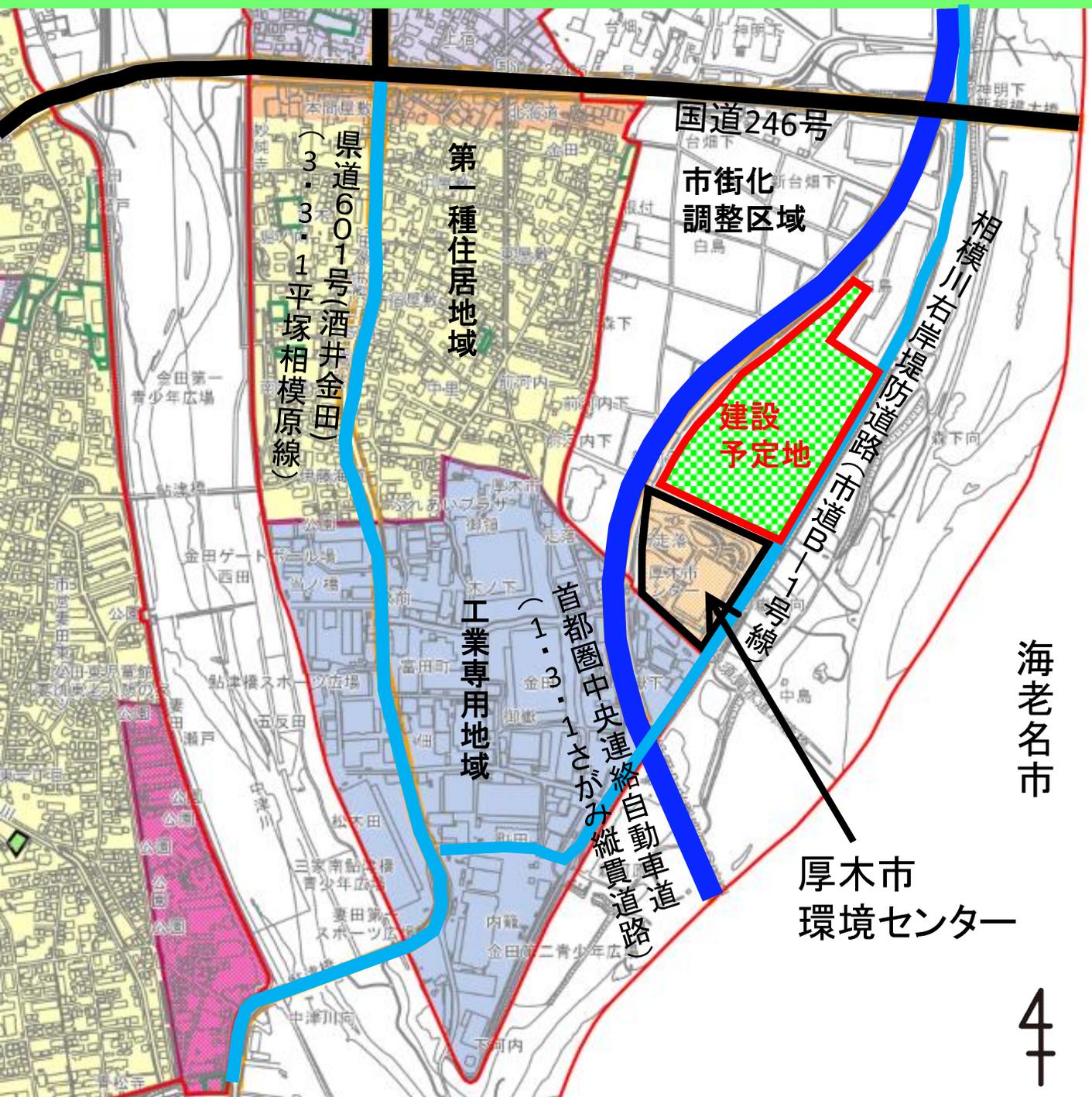
平成26年3月	事業説明会（地権者様）	
平成27年12月	事業説明会（地権者様） 事業説明会（金田地区の皆様）	
平成28年10月	測量調査説明会（地権者様）	
平成28年12月	環境影響評価実施計画書 説明会（全8回）	厚木市・愛川町・ 清川村 及び 周辺地域の皆様
平成29年6月	第1回事業報告会	
平成30年2月	第2回事業報告会	
その他	金田地区建設対策部会など（適宜）	
本 日	都市計画素案説明会	

(1) 事業区域の現状と位置付け【位置図】



凡例

	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設
	主要な都市計画道路(整備済み)
	主要な都市計画道路(未整備)
	都市計画道路(自動車専用道路)
	都市計画道路(自動車専用道路)(未整備)



【周辺の主要道路】
国道246号
県道601号（酒井金田）
相模川右岸堤防道路

- ・ 市内のごみ収集車のルート上のほぼ中心に位置している
- ・ 愛川町、清川村からの搬入経路も確保できる

厚木市、愛川町、清川村の3市町村にとって適地である

海老名市

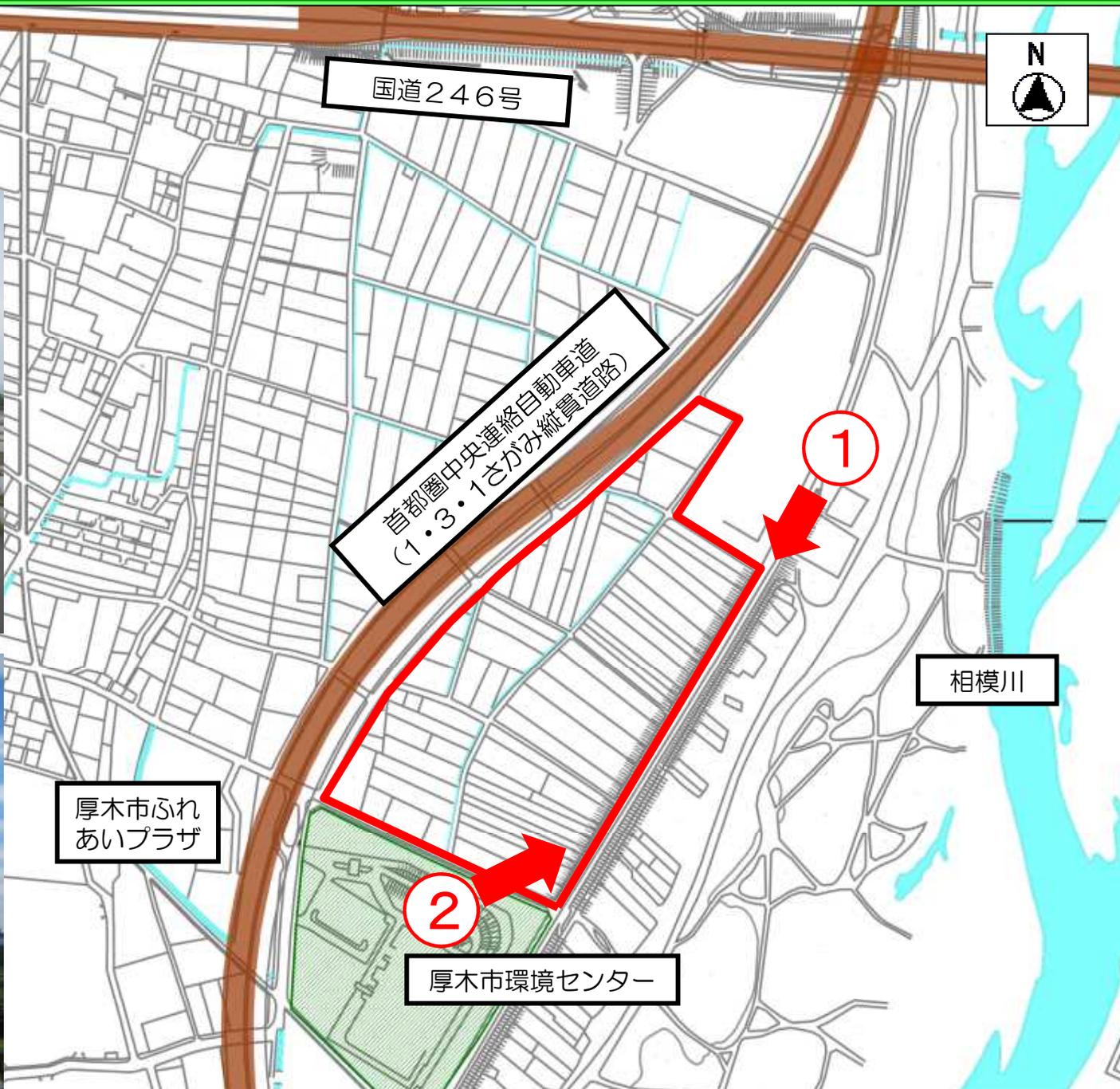
厚木市
環境センター

4

(1) 事業区域の現状と位置付け【航空写真】

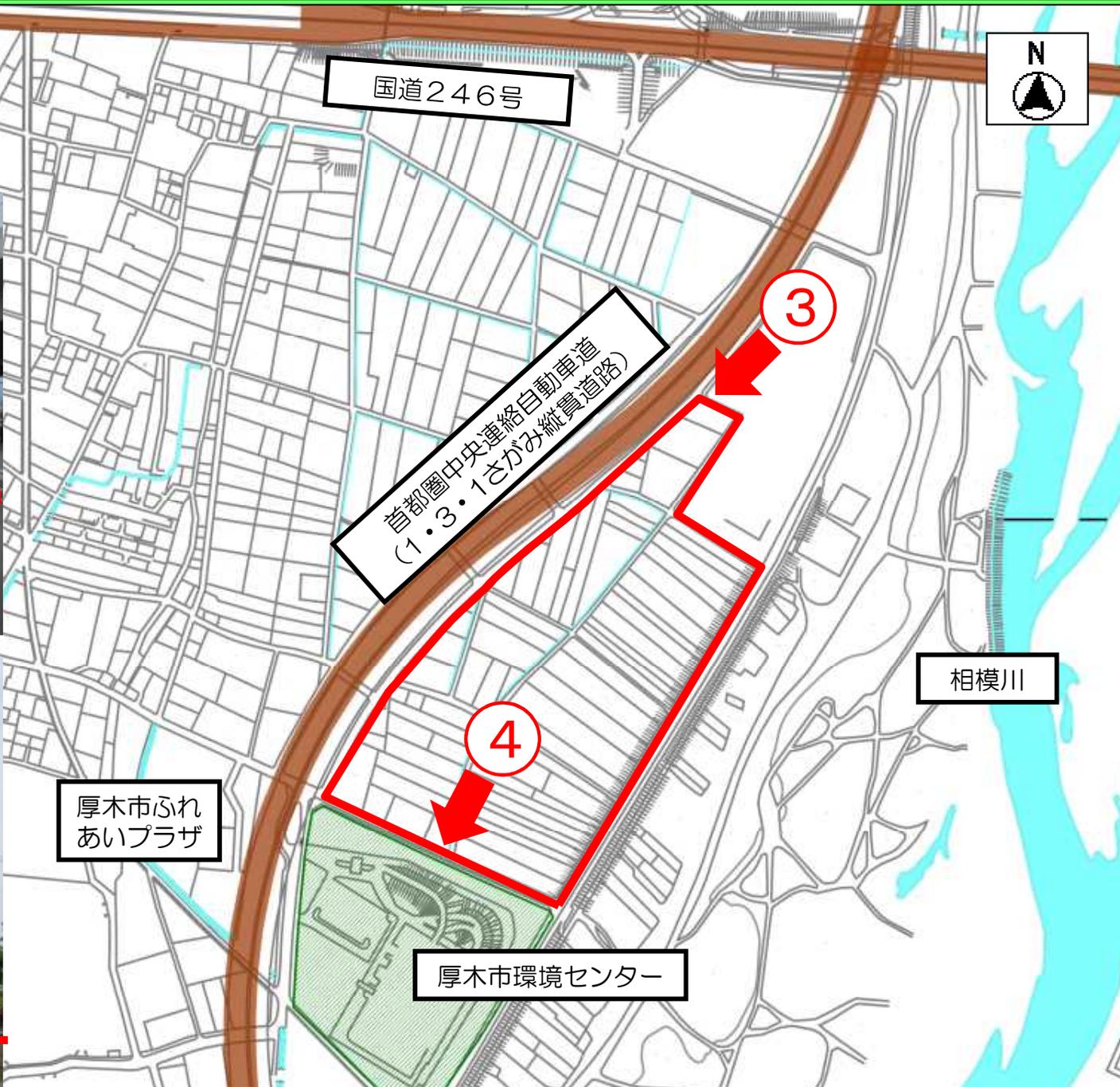


(1) 事業区域の現状と位置付け【周辺の状況】



都市計画を決定・変更する区域

(1) 事業区域の現状と位置付け【周辺の状況】



都市計画を決定・変更する区域

＜神奈川県で策定している計画等＞

厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(平成28年11月)

◆都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①その他の都市施設の整備・保全の方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、市街地の形成状況、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち、ごみ処理施設の整備を図る。

②主要な施設の配置方針【ごみ処理施設】

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ処理施設を配置する。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ焼却施設及び粗大ごみ(破碎)施設整備の計画の具体化を図り、整備を促進する。

＜厚木市で策定している計画等＞

厚木市都市マスタープラン(平成21年3月)

◆部門別整備方針

■その他の都市施設の整備方針

『ごみ処理施設』

「厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想・基本計画」に基づき、愛川町及び清川村との一般廃棄物の共同処理（ごみ処理広域化）を進めるため、適正な施設配置について検討を行います。

神奈川県ごみ処理広域化計画(平成10年3月)

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画(平成20年3月)

厚木市一般廃棄物処理基本計画(平成27年3月)

ごみ中間処理施設整備基本計画(平成28年3月)

リサイクルの推進、ダイオキシン類の削減を行ない、ごみ処理経費の縮減を図るとともに、限りあるエネルギーの有効利用を目的に、厚木市、愛川町、清川村で連携しながら、ごみ処理施設の整備を行い、ごみ処理の広域化を推進するため、平成16年4月に地方自治法第284条第2項に規定される一部事務組合『**厚木愛甲環境施設組合**』を設立し、循環型社会の実現に向けた取り組みを行うものです。

家庭系『もえるごみ』の処理の流れ

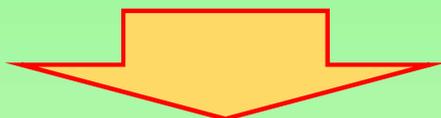
ごみの排出

家庭から排出されるごみは、集積所に集められます。

収集・運搬

厚木市・愛川町・清川村の事業範囲

集められたごみを収集して、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に運びます。



厚木愛甲環境施設組合の事業範囲

中間処理

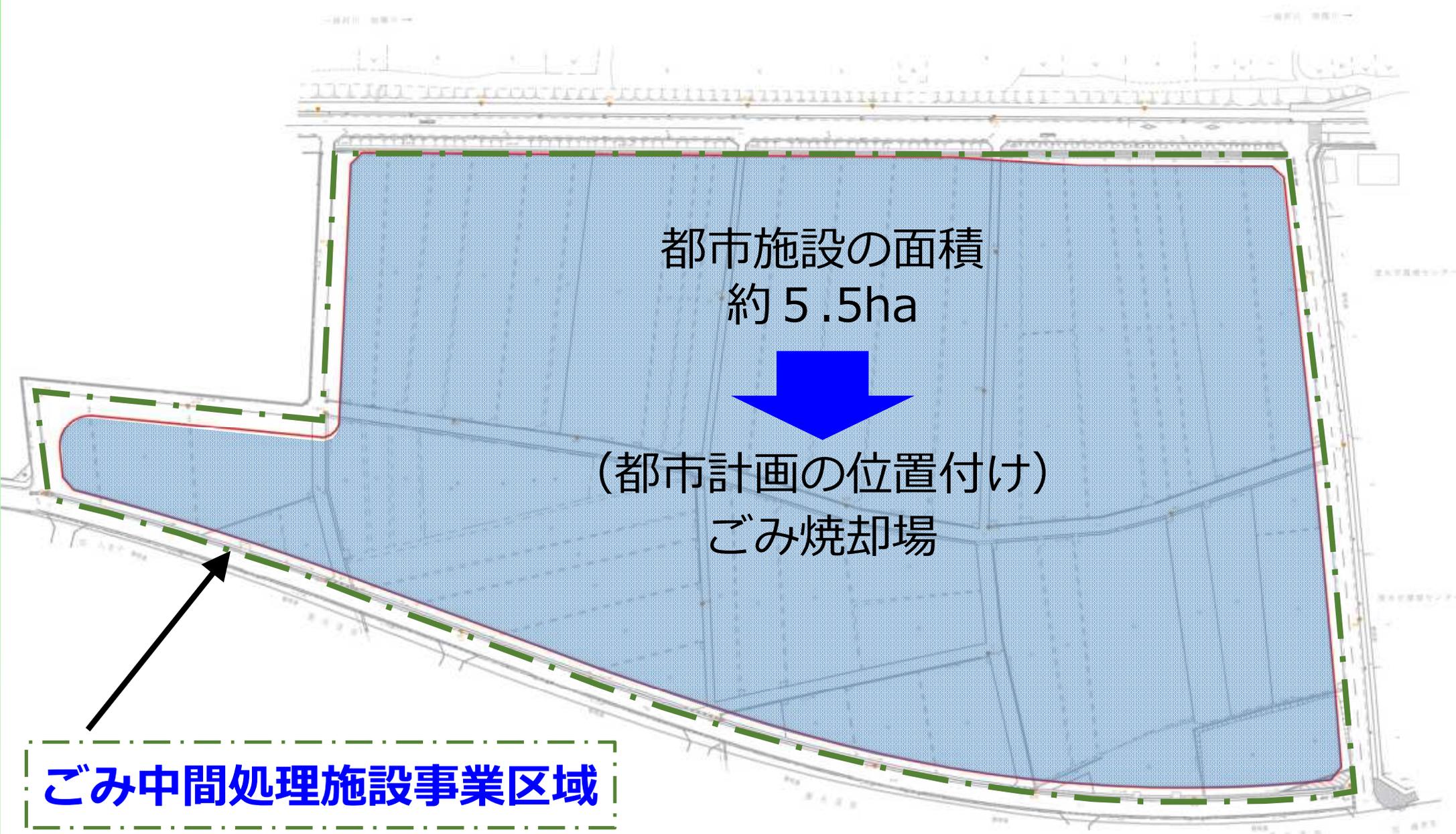
ごみ中間処理施設で焼却処理されます。



資源化

焼却灰は再資源化業者に引渡し、リサイクルされ、コンクリートなどの原料になります。

- ◆ 厚木市環境センターは、昭和63年から現在までの約30年間の稼働により老朽化しており、施設の建替えが必要な時期を迎えています。
- ◆ 厚木愛甲環境施設組合は、ごみ中間処理施設を建設するにあたり、厚木市、愛川町及び清川村の一般廃棄物を広域的に共同処理することを目的としております。
- ◆ 東日本大震災の経験から、災害廃棄物を円滑に処理できるよう耐震性を高めた施設を計画するとともに、区域内に災害廃棄物一時保管場所を含めた建設を計画しています。
- ◆ 区域内の災害廃棄物一時保管場所は、災害時には必要となりますが、平常時は西側住宅地の緩衝地にもなる『**緑地**』を設置し、広域的に利用できるよう整備するものです。



建物の敷地面積(都市施設の面積) ≒ 約5.5ha



建物の敷地面積(都市施設の面積) ≒ 約5.5ha



(4) 整備概要【厚木市環境センターとの設備比較】

項目	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市環境センター
焼却能力	273 t/日	327 t/日
粗大ごみ 処理能力	20 t/日	50 t/日
煙突の高さ	80m	59m

(4) 整備概要【排ガス自主規制値の概要】

項目	単位	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設		
		自主規制値	法規制値	県条例
① ばいじん	g/m ³ N	0.005	0.04	0.04
② 塩化水素	ppm	10	430	430
③ 硫黄酸化物	ppm	10	828 (K値11.5)	72
④ 窒素酸化物	ppm	50	250	120
⑤ ダイオキシン類	ng- TEQm ³ N	0.05	0.1	—
⑥ 一酸化炭素	ppm	30 (4時間平均)	100 (4時間平均)	—

(4) 整備概要【収集車のルート】

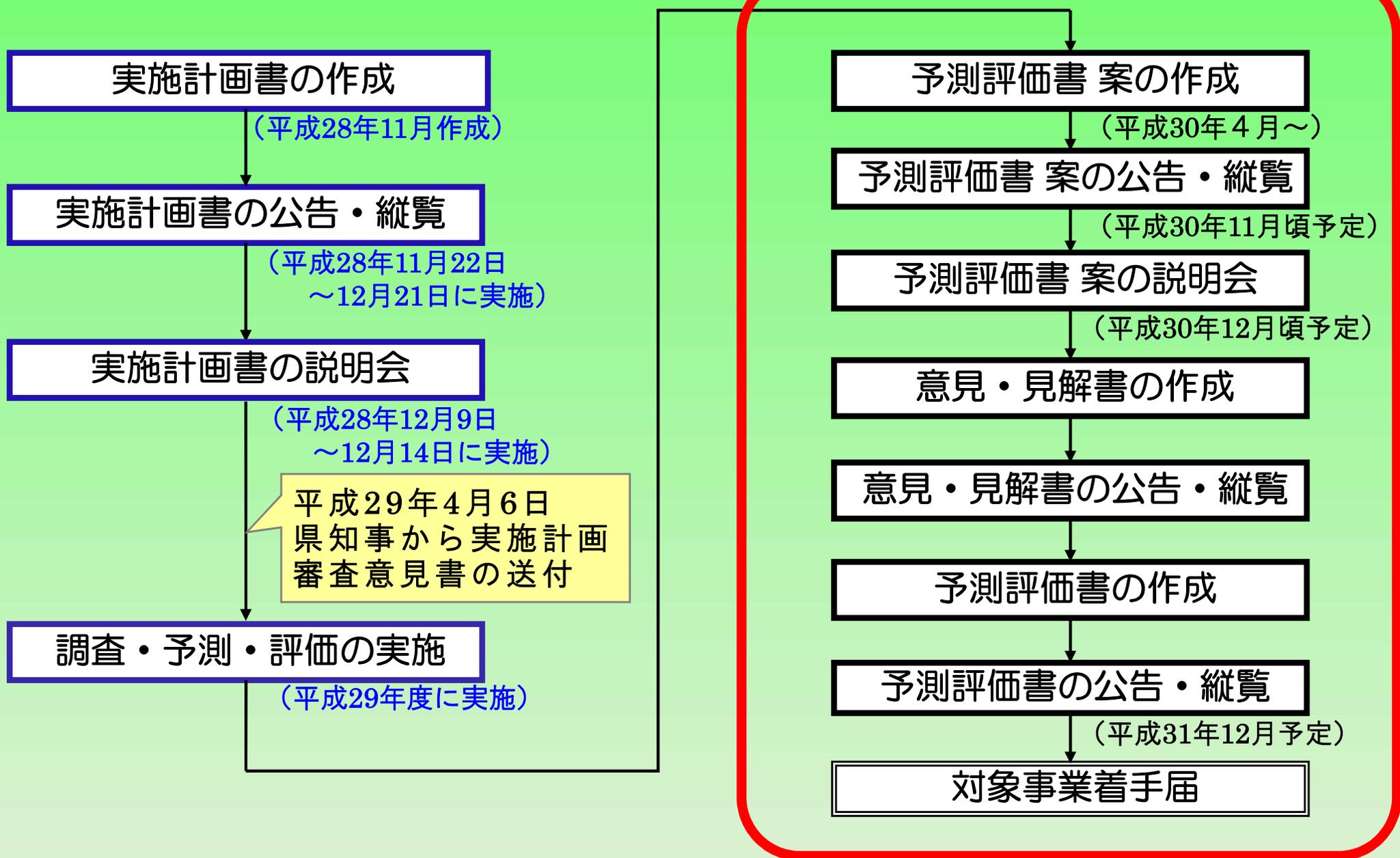


環境影響評価(環境アセスメント)とは

周辺環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものにしていくとする制度です。

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備事業は、「神奈川県環境影響評価条例」の手続きの対象となります。

神奈川県環境影響評価条例



2. 都市計画素案の概要

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設 の整備に伴う都市計画案件

都市施設 厚木都市計画ごみ焼却場の変更

『都市計画法』

第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、
ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

『都市計画運用指針』

(ごみ焼却場)

公益性の高い施設は、都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。



都市施設として都市計画に定めるため、
都市計画素案を作成

都市計画に定める事項

都市計画法第11条第2項によりごみ焼却場
について都市計画に定めるもの

1. 施設の種類
2. 名称
3. 位置及び区域
4. 面積〔その他政令（都市計画法施行令第6条第1項第5号）により定めるもの〕

(種類) ごみ焼却場

変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t/日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走落 地内	約2.8ha	処理能力 330t/日

第1号 厚木市営廃棄物処理場

【施設概要】

名 称: 厚木市資源化センター
 概 要: 資源として分別回収されたびん・缶・ペット
 ボトル等をより純度の高い資源物に選別
 処理する施設

処理能力: 28.8t/日

併設施設: なし



【主な経緯】

S39 厚木市塵芥焼却場 約0.65ha 50t/日 当初決定

S47 厚木市営廃棄物処理場 約2.14ha 200t/日
 名称、規模の変更

S63 現環境センター稼働によりごみ焼却部分を解体
 (ガラス類の処理施設は継続)

【廃棄物処理施設としての機能を有することから、都
 市計画は存置】

H10 リサイクル法の施行により厚木市資源化セン
 ター建設に着手

H12 厚木市資源化センター稼働

(種類) ごみ焼却場

変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t/日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走落 地内	約2.8ha	処理能力 330t/日

第2号 厚木市環境センター

【施設概要】

名 称: 厚木市環境センター
概 要: 厚木市・愛川町・清川村から収集された
一般廃棄物及び粗大ごみを処理する施設

処理能力: 327t/日

併設施設: 粗大ごみ処理施設
50t/5H



【主な経緯】

S58 第3号厚木市環境センター
約2.8ha 330t/日 当初決定

H元 第2号厚木市環境センター
約2.8ha 330t/日 名称変更

【新施設の供用開始に合わせ都市計画を廃止予定】
跡地はごみ収集車両基地などとしての利用を検討中

(種類) ごみ焼却場

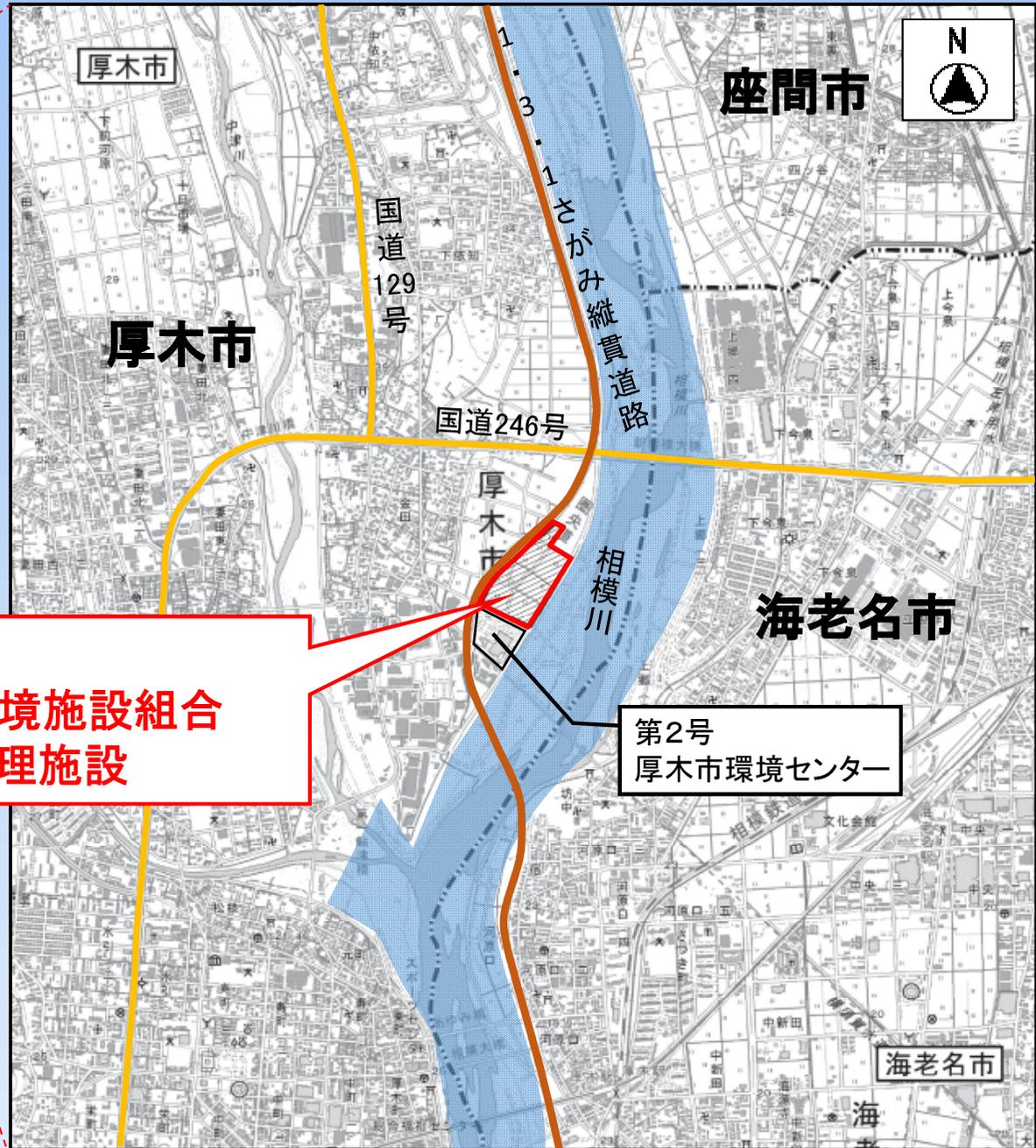
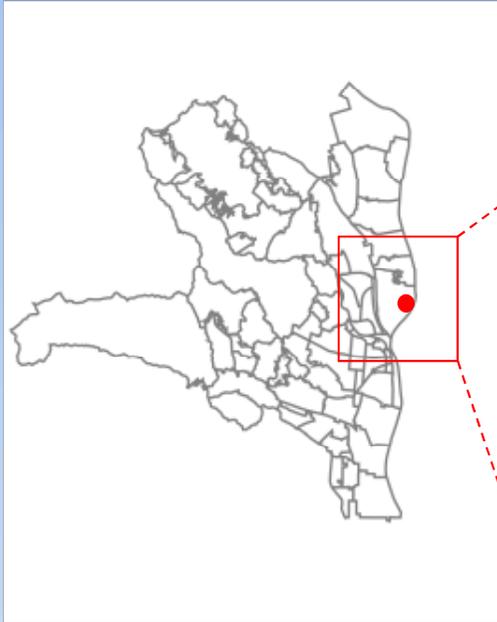
変更後

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t/日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走落 地内	約2.8ha	処理能力 330t/日 新施設供用開始に合わせ、 現施設は廃止を行う
3	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、 字新森下、字新前河 内下及び字新地内	約5.5ha	処理能力 273t/日

【変更理由】

本市のごみ焼却場である「厚木市環境センター」は、現在、厚木市、愛川町及び清川村のごみを処理していますが、老朽化しており、施設の建替えが必要となっております。このため、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理（破砕）施設を併設する「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設」を新たに整備するため、都市計画を変更しようとするものです。

なお、厚木市環境センターは、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の供用開始に合わせ、都市計画を廃止するものとしします。



**第3号
厚木愛甲環境施設組合
ごみ中間処理施設**

**第2号
厚木市環境センター**

**第3号
厚木愛甲環境施設組合
ごみ中間処理施設
面積:約5.5ha**

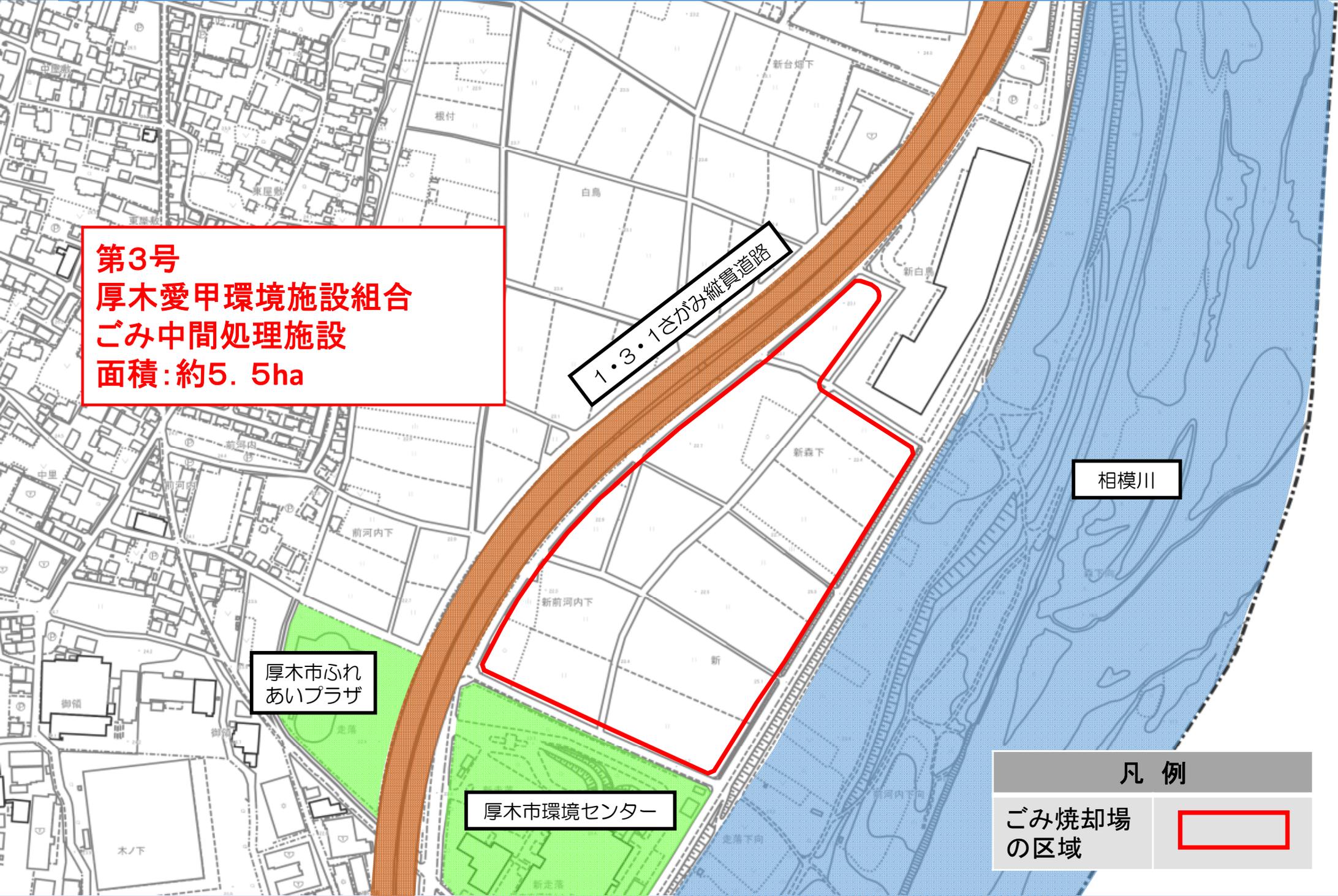
1.3.1さかみ縦貫道路

相模川

厚木市ふれあいプラザ

厚木市環境センター

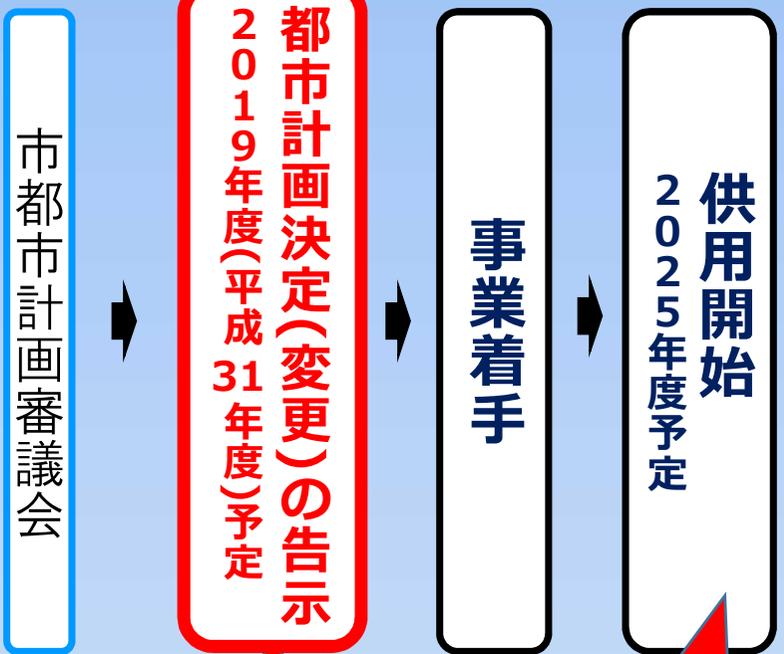
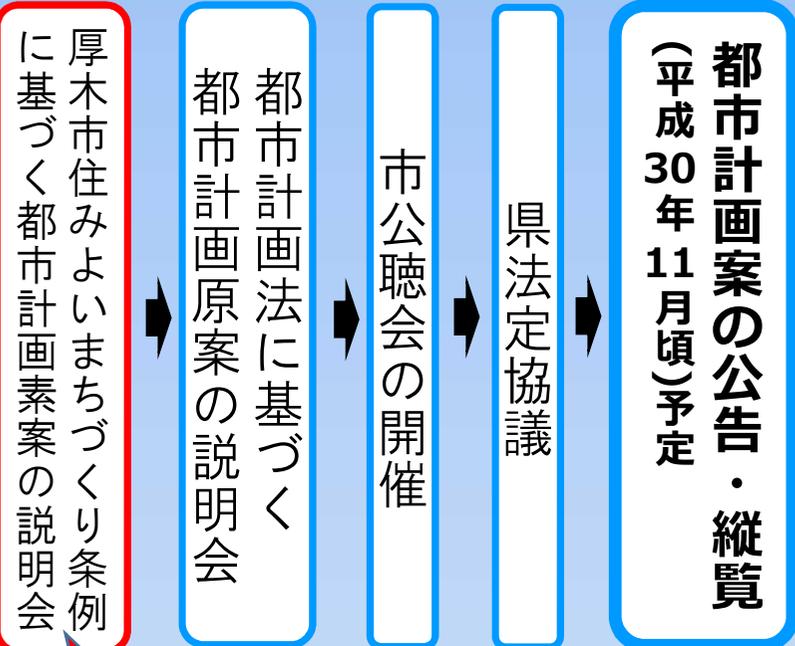
凡例	
ごみ焼却場の区域	



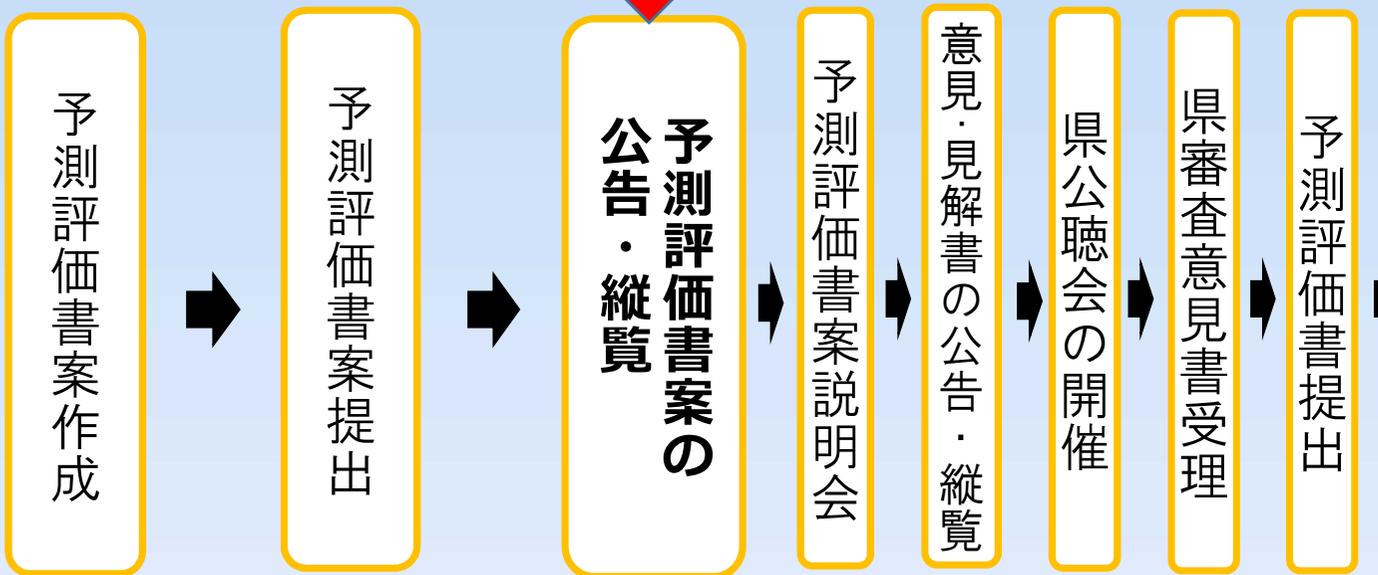
3. 今後の都市計画手続

3 今後の都市計画手続

都市計画決定手続



環境影響評価手続



本日

同時

同時

同時
現厚木市環境センター
都市計画の廃止

※本スケジュール案は現時点での予定であり、今後の関係機関との調整状況や事業の進捗状況等により変更となる可能性があります。

都市計画素案に対する意見書の提出について

- ・ 提出期限：平成30年7月4日（水）必着
持参の場合は午前8時30分から午後17時15分まで
（土・日を除く）
- ・ 提出できる方：厚木市在住又は利害関係を有する方（素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方）
- ・ 提出方法：会場に備え付けの意見書用紙に御記入の上、お問い合わせ先にある「厚木市まちづくり計画部都市計画課」まで郵送又は持参してください。電子メールやFAXでの受付はしていません。
意見書用紙については、厚木市ホームページからダウンロードもできます。

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d041582.html>



ご清聴ありがとうございました。

厚木市